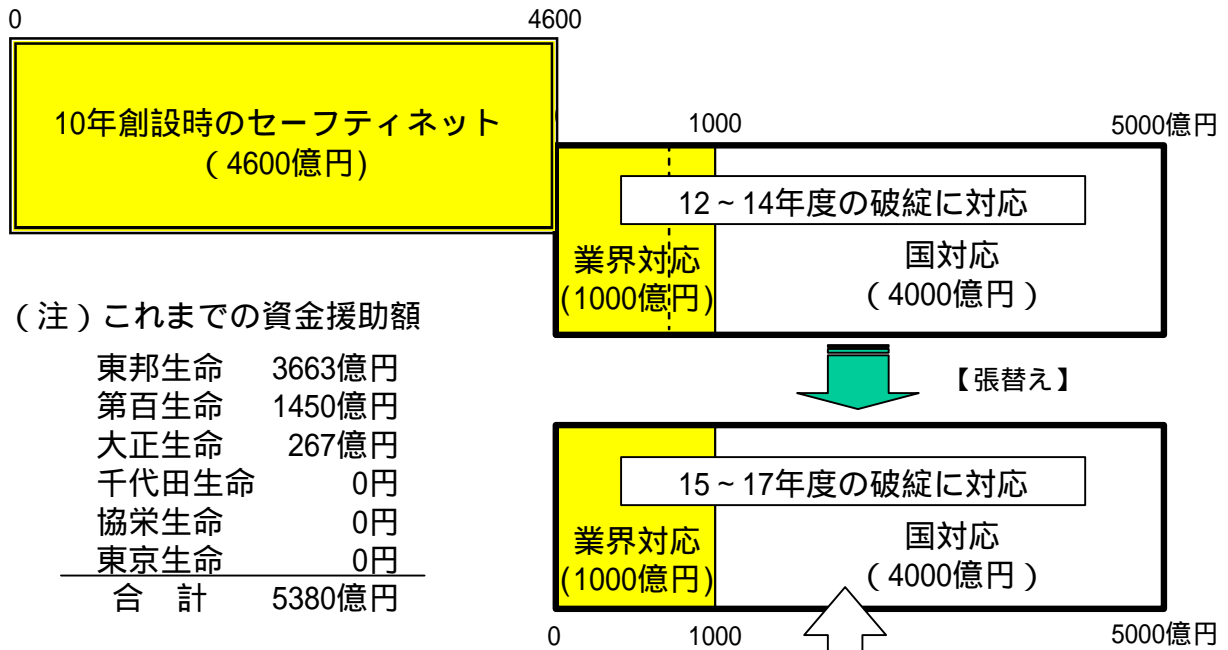


# 保険業法の一部を改正する法律案

## 生命保険のセーフティネットの整備

平成15年度から17年度までの破綻について、改めて、**5000億円（業界対応分：1000億円、国対応分：4000億円）**のセーフティネットを整備



(注) これまでの資金援助額

東邦生命	3663億円
第百生命	1450億円
大正生命	267億円
千代田生命	0円
協栄生命	0円
東京生命	0円
合計	5380億円

資金援助が業界対応分（1000億円）を超えれば、政府補助（4000億円）を充てることが可能。

（保険契約者保護のための資金援助の財源について業界のみが負担することになれば、経営の長期的健全性が維持されなくなる事態を招き、ひいては、国民生活の安定や金融市場に不測の混乱が生じるおそれがある場合）

## その他の法改正

相互会社への委員会等設置会社制度の導入（株式会社には14年商法改正により導入）

株式会社化に関する制度整備（基金の現物出資等）

中間業務報告書の作成の義務づけ

保険会社の業務範囲の拡大（資金の貸付の代理等）

保険募集人等の登録手続の簡素化

- ～ については、金融審議会第2部会中間報告（平成13年6月26日）関係
- 、 については、総合規制改革会議答申（平成14年12月12日）関係等

## 保険業法の一部を改正する法律案の内容

(生保セーフティネットの整備以外の法改正項目)

### 相互会社への委員会等設置会社制度の導入【金融審中間報告(13.6.26)関連】

経営に対する適切な自己規律が確保されるよう、平成14年の商法等改正において保険株式会社について導入(15年4月施行)された委員会等設置会社制度等を保険相互会社についても導入し、社外取締役の拡充等を図る。

### 株式会社化に関する制度整備【金融審中間報告(13.6.26)関連】

株式会社化スキームの積極的な活用を促す観点から、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行う。

具体的には、組織変更時の基金の償却の特例(基金の現物出資の認容)、取締役等のでん補責任の免除(純資産額が社員への割当株式の発行総額に不足する場合のでん補責任の免除)等について盛り込む。

### 中間業務報告書の作成義務づけ【金融審中間報告(13.6.26)関連】

保険会社の財務状況を適時に把握するため、銀行等に義務づけられている中間業務報告書の作成・提出を、保険会社に対しても義務づける。

### 保険会社の業務範囲の拡大【生保協会の規制改革要望(14年度・重点要望)関連】

保険会社の業務について、他の金融機関との連携のニーズが高まっていることを踏まえ、他の金融業を行う者の業務の代理・事務の代行を付随業務として規定する。

具体的には、貸付の代理(銀行等との協調融資における幹事業務等)を想定(府令委任事項)。

### 保険募集人等の登録手続の簡素化【総合規制改革会議答申(14.12.12)関連】

事務負担の軽減を図るため、保険募集人等の「住所」の登録・届出を不要とし、「生年月日」を登録・届出事項とする。(現在、生命保険募集人や、損害保険代理店の役員・使用人については、住所の変更の都度、登録・届出が必要。)

(参考資料)

## 相互会社への委員会等設置会社制度の導入

金融審議会第2部会中間報告(平成13年6月26日) (抄)

### 2. 保険契約者からの信頼の向上

#### (2) 保険会社におけるガバナンスの強化

(中略)

以上に加え、社外取締役の拡充等、他の機関の強化についても、今後の商法改正に向けた議論を踏まえて検討する必要がある。

## 株式会社化に関する制度整備

金融審議会第2部会中間報告(平成13年6月26日) (抄)

### 1. 生命保険会社の財務基盤の充実

#### (3) 株式会社化の枠組みの積極的な活用

(中略)

我が国においても、昨年の保険業法の改正により、相互会社の株式会社化を容易にするための制度整備が行われたところであり、今後、こうした枠組みの一層積極的な活用が望まれる。

## 中間業務報告書の作成等の義務付け

金融審議会第2部会中間報告(平成13年6月26日) (抄)

### 4. 監督手法の整備

#### (2) 中間業務報告書の導入

銀行等が中間業務報告書の作成・提出を義務付けられていることや、本年3月、保険会社に9月末基準のソルベンシーマージン比率や実質資産負債差額の算出・報告を求めることとしたこと等も踏まえ、保険会社の財務状況を適時に把握するため、保険会社にも中間業務報告書の作成・提出を求めることが適当である。

## 保険会社の業務範囲の拡大

生命保険協会の規制改革要望（平成 14 年度・重点要望事項）

- ・ 保険会社が他の金融機関の業務の代理や事務の代行を行うことを認める。

## 保険募集人等の登録手続の簡素化

総合規制改革会議答申（平成 14 年 12 月 12 日）（抄）

- ・ 生命保険募集人登録、変更等の届出の簡素化  
代理店の使用人である募集人住所の記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。
- ・ 損害保険代理店登録、変更等の届出の簡素化  
損害保険代理店等の役員・使用人についての登録や変更等届出における住所記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に届出を簡素化する。

【14 年度中に検討・結論】

## 保険業法の一部を改正する法律案要綱

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直しその他所要の措置を講ずる必要があるため、次により保険業法の一部を改正することとする。

### 一 生命保険契約者保護のための資金援助制度

政府は、生命保険契約者保護機構が、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに業務及び財産の管理を命ずる処分等を受けた会員に係る資金援助等に要した費用を、当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、補助することができる旨の規定を設けるとともに、利益が生じた場合における国庫への納付についての規定を設けることとする。

( 保険業法附則第 1 条の 2 の 13、第 1 条の 2 の 14 関係 )

### 二 経営手段の多様化のための措置等

#### 1. 委員会等設置相互会社等

##### (1) 委員会等設置相互会社

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）における委員会等設置会社についての規定を準用すること等により、社外取締役等からなる三委員会（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）及び業務執行を担当する執行役を置く委員会等設置相互会社についての規定を設けることとする。

( 保険業法第 52 条の 3～第 52 条の 6 関係 )

##### (2) 重要財産委員会

商法特例法における重要財産委員会についての規定を準用すること等により、重要な財産の処分等を決定する重要財産委員会についての規定を設けることとする。

( 保険業法第 52 条の 2 関係 )

#### 2. 相互会社の株式会社への組織変更

##### (1) 基金の償却

相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資を行う場合、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、基金の償却をする必要がないこととする。（ 保険業法第 88 条関係 ）

##### (2) 新会社の資本及び取締役等のてん補責任

組織変更時における組織変更後の株式会社に現に存する純資産額が、社員に割り当てた組織変更後の株式会社の株式の発行価額の総額に不足する場合、組織変更の決議の当時の相互会社の取締役等が組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務は、株主総会の特別決議がある場合に限り、免除することができることとする。  
(保険業法第 90 条関係)

(3) 組織変更時の株式の発行

相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資を行う場合、商法の会社設立の規定に代えて、新株の発行に関する規定を準用することとする。

(保険業法第 92 条の 2 関係)

(4) 株式交換等の際して発行する完全親会社の株式の割当て

相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資とともに株式交換又は株式移転(以下「株式交換等」という。)を行う場合、当該増資に係る払込み又は現物出資の給付をした株式の引受人は、完全親会社が当該株式交換等の際して発行する株式の割当てを受けることとする。

(保険業法第 92 条の 6、第 92 条の 7、第 92 条の 9 関係)

3. 付随業務の範囲

保険会社の付随業務について、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行うことができることとする。

(保険業法第 98 条関係)

4. 中間業務報告書

保険会社は、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととするとともに、当該保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

(保険業法第 110 条関係)

5. 生命保険募集人の登録等

(1) 生命保険募集人及び損害保険代理店の登録を受けようとする者が提出する登録申請書の記載事項について、「住所」を「生年月日」に変更することとする。

(保険業法第 277 条関係)

(2) 損害保険代理店及び保険仲立人がその役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときに届け出る事項について、「住所」を「生年月日」に変更することとする。

(保険業法第 302 条関係)

三 罰則

所要の罰則規定の整備を行うこととする。(保険業法第 322 条～第 334 条関係)

四 その他

### 1．施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、上記二五．は、平成15年9月1日から施行する。

### 2．経過措置等

- (1) 経過措置に関する規定を設けることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3．検討

政府は、この法律の施行後3年以内に、保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、この法律による改正後の保険契約者等の保護のための制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。